

通学指導実施要領

1. 目的

通学時の安全・安心の確保の為、交通安全街頭指導を実施することにより、本学学生に交通マナーを遵守させ、学生のマナーの向上を図るとともに、交通事故防止に資することを目的とする。

2. 実施内容

通学学生数がピークとなる学期初めの通学時に、江戸橋北詰交差点付近等において、学務部職員及びピアサポーター学生委員会メンバーを配置して、通学指導を行うとともに江戸橋駅周辺のアパートを巡回し、不法駐輪を防止する。特に歩行者・自転車の迂回路になっている新江戸橋南詰で自転車の降車を呼びかける。

また、自転車運転者講習制度及び自転車乗り入れ登録制実施のPRを行う。

3. 実施場所及び配置人数（別紙のとおり）

大学前交差点、附属病院前信号交差点、江戸橋北詰交差点及び新江戸橋南詰付近に配置

4. 実施期間及び実施時間

期間：4月11日（月）～4月22日（金）までの土・日を除く10日間

時間：8時15分から9時00分まで

5. 主な指導内容

- ＊ 横断歩道を渡る歩行者の安全を確認する。

【留意点】

- ①点滅時間（青）が大変短いため、早めの制止を心がける
- ②信号が赤でもフライングして渡り始める歩行者や自転車がいる。矢印信号で右折車が走って来る場合があるので大変危険

- ＊ 自転車の安全利用5則、又、自転車運転者講習の対象となる危険行為を中心に指導。

【留意点】

- ①自転車道（青のレーン）を走行するよう誘導
- ②交差点を斜めに横断する自転車の制止
- ③停車中の車の死角（斜め後ろ）から前へ出たの直前横断制止
- ④二人乗り禁止、並進禁止
- ⑤運転中の携帯使用禁止

- ＊ 自転車は新江戸橋通行時には降車して歩道を通行させる。

- ＊ 江戸橋駅周辺のアパートを巡回し、不法駐輪を防止する。

【留意点】

- ①不法駐輪を発見した場合は学生証をデジカメで撮影する。
- ②アパート等に不法駐輪をしないよう学生を指導する。

6. その他

- ・通学指導に当たっては、学生STから貸与する帽子、パトロールベスト、腕章及び誘導用の棒を着用する。
- ・通学指導終了後は、学生STに状況報告書を提出する。
- ・通学している小学生への挨拶がけを行いつつ、登校の安全に配慮する。
- ・小雨、雨天の場合は、通学指導は中止する。

平成27年10月13日

学生各位

学生総合支援センター

市道江戸橋の二級河川志登茂川河川工事に伴う通行止めについて、三重県から連絡がありましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、自転車で通学する学生は、新江戸橋を通行する際は、安全のため車道を走行せず、迂回路の国道23号歩道を自転車から降りて通行してください。

また、朝の混雑緩和のため江戸橋北詰交差点では横断せず、出来る限り直進して大学病院前交差点等で横断してください。

通行止め期間：平成27年10月20日

～平成31年3月下旬（予定）



国道23号歩道を通行の際は、安全のため自転車から降りてください。
ご協力、よろしくお願いいたします。

